

＼ 健診結果の提供は法律で定められています／

健診結果を ご提供ください

従業員様の
「定期健康診断結果」のご提供をお願いします

健診結果の提供方法

下記書類のご提出をお願いいたします。

提供依頼書

お願い

記入項目は全てご記入ください。

※詳細は中面をご確認ください。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

健診結果サポート窓口
(CENTRIC株式会社)

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-101-657

※本ご案内は協会けんぽ香川支部との業務委託契約に基づき送付しております。



法令上、事業主様には 健診結果を提供する義務があります



健診結果（個人情報）を
提供しても問題ないの？

高齢者の医療の確保に関する法律等により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられておりますので問題はありません。

また、法令に基づく提供は本人の同意を必要としないため、個人情報保護法に抵触しません。

（個人情報の保護に関する法律 第23条）



健診結果の使用目的は？

・特定保健指導や重症化予防事業を行う際の対象者の抽出
・特定の個人が識別されることがない方法での統計、調査研究
それ以外での使用は一切ございませんので、ご安心ください。



参考法律

【高齢者の医療の確保に関する法律第27条】

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法第150条】

2. 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3. 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律第23条】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合

提供依頼書の提出方法

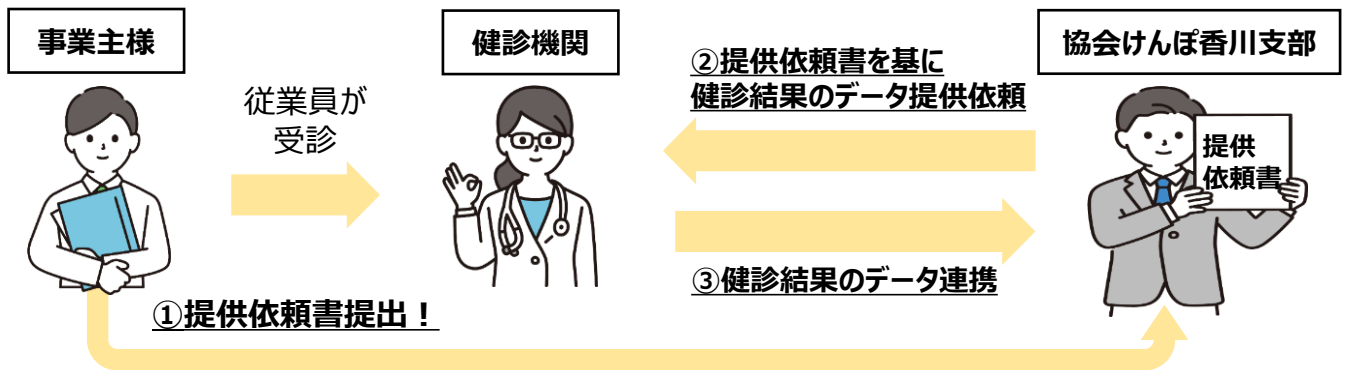
ご提出書類



を



に入れてご返送をお願いいたします。



提供依頼書をご提出いただくことにより、健診機関から直接、協会けんぽへ健診結果データが提供される仕組みです。
※記入欄が不足する場合は提供依頼書をコピーのうえ、複数枚ご提出下さい。

生活習慣病予防健診を受診されている事業所様も

受診状況調査の一環として
提供依頼書のご提出をお願いいたします。

今年度、ご事情により生活習慣病予防健診を受診できなくなった場合や今年度以降、生活習慣病予防健診を受診されない場合でも契約健診機関からデータの取得が可能になりますのでご協力お願いいたします。

※香川支部と契約締結していない健診機関の場合は、提供依頼書を基に事業所様へ健診結果の写しの提供をご依頼させていただく可能性がございます。

健診結果を提供するメリット



健康サポートが無料で受けられる！

生活習慣の改善が必要な方には、専門家である保健師等が行う健康サポート（特定保健指導）を無料で受けることができます。従業員皆様の健康を改善することで、大切な労働力を守ります。

対象となる方

健診を受けた40歳以上の方のうち…

腹囲

男性85cm以上 女性90cm以上

または

BMI 25以上

さらに以下の追加リスクが1つでもあれば、

特定保健指導対象者に該当

血圧

血糖

脂質

+

喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加

利用方法

①特保実施健診機関で面談 ②職場で保健師等の訪問による面談 ③オンライン面談



マイナポータルから健診結果を閲覧できる！

健診情報を確認して、皆様の健康づくりにご活用いただけます。
※ご利用にはマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。
詳しくはマイナポータルのサイトをご覧ください。



保険料率の引き下げにもつながる！

健康づくりへの取り組みの達成度合いに応じて47支部を順位付けし、上位15支部にインセンティブ（報奨金）を与え、皆様の「健康保険料率」の引き下げに繋がる制度です。取り組みの結果は2年後の保険料率に反映されます。健診を受診するだけでは保険料率の引き下げには繋がりません。

詳しくはこちらのHPへ

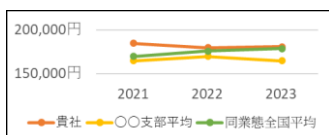


健康経営®の活動として認められる！

「健康宣言」（健康づくり推進宣言）に登録を申し込まれた事業所様には、健康づくりに関するいくつかの取り組みを実践していただけます。取り組みの中には、「35歳以上の従業員の健診受診率100%」の目標があり、この目標を達成するためには、生活習慣病予防健診を受診していただくか、事業所の健診結果を提供していただく必要があります。

「健康宣言」へ登録いただくと事業所カルテ提供も！

「事業所カルテ」とは事業所における「医療費の状況」や「各種健康リスクの保有状況」を同業態・全体と比較したデータを表示し貴社の立ち位置、課題を明確にしたものです。



医療費等の
経年変化を
「見える化」

我が社は健康リスクがこんなに!?



生活習慣病の
リスク保有率を
「見える化」

✳ まずは、自社の健康状態を把握してみませんか？ ✳

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

生活習慣病予防健診

健康を守るために、健診を受けましょう！

がん発症率の現状・・・

日本ではがんの発症率が高く、男性の約2人に1人、女性の約3人に1人が生涯でがんを経験します。中でも大腸がんが最も多く、特に中高年で増加傾向にあります。男性では胃がんや肺がん、大腸がんが多く、女性では乳がんや大腸がんが多いです。



自分は健康だから必要ない！？



健康だと感じていても、定期的な健診は非常に重要です！
飲酒・喫煙しない方も、健康管理のためにぜひ健診を受けましょう！
生活習慣や遺伝的要因で健康リスクは存在します。
定期的な健診で、病気の早期発見と予防を行いましょう。

飲酒もしないし喫煙しないから大丈夫だな・・・



受診したいけど
費用が高い・・・

**協会けんぽの補助のある生活習慣病予防健診なら！
お得な料金で、
充実した健診内容を受けることができます！**

19,000円相当の健診費用を協会けんぽが約14,000円補助！

最高 5,282円 で受診できる！

一般健診対象：35歳～74歳までの被保険者

**協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けて、自分の健康状態を確認しましょう。
健診はあなたの健康を守る第一歩です。**

さらに！

健診を受けるだけで

健診結果の提供は医療機関から直接、協会けんぽへ！

健診結果の提供にかかる手続きなし！

5種類のがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん）も同時に受診できる！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

自己負担を軽減

健診費用の約7割を補助します！

一般健診

総額最高
18,865円

最高
軽減後 **5,282円**

一般健診対象：35歳～74歳までの被保険者

付加健診

総額最高
9,603円

最高
軽減後 **2,689円**

付加健診の 対象年齢拡大

令和5年度まで **40歳、50歳**

現在

**40歳、45歳、50歳、
55歳、60歳、65歳、70歳**

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な検査です。

健診の予約は直接、病院へ連絡するだけ！

予約はこちらから



生活習慣病予防健診実施機関一覧

